

豊田市農業委員会 農地法3条申請（特殊事由） 添付書類一覧表

No	必要書類		部数		備考	チェック
			市	返		
1	申請書	※Ⅲ記載事項を含む	原	原	2部ともに押印・割印・捨印。 当事者及び代理人の連絡先を記入	
2	委任状		原	写	本人申請の場合は不要	有・無 不要
3	申請地の登記簿謄本（全部事項証明書）		原	-	法務局発行（3か月以内） 登記情報提供サービスを利用して 得られた「照会番号」を登記事項証 明書の代わりに添付すれば、登記 事項証明書の添付を省略可	有・無
4	申請地の案内図（1/2,500程度）		1	1	申請地を図示し、道に不案内な者 が現場へ行けるように目印なども 記入	有・無
5	公図（法務局発行） ※コピー可		1	1	公道に接していない場合は、隣地 の地目と所有者を記入	有・無
6	法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※法人の場合		原	-	法務局発行（3か月以内）	有・無
7	法人の定款 ※法人の場合		写	-	原本証明必要	有・無
8	土地利用計画図 ※排水管理設の場合		1	1	管を埋める場所がわかるもの	有・無
9	求積図 ※排水管理設の場合		1	1	埋める管の面積がわかるもの	有・無
10	農地法4条又は5条申請書の頭紙の写し ※太陽光パネル設置の場合		1	1	同時申請中の申請書を添付	有・無
11	登記簿謄本に記載された所有者住所が現住所と異なる場合	土地所有者の住民票の写し（市役所で発行された紙が写しです。写しのコピー不可。）	原	-	許可申請時のもの （住所の繋がりが分かること）	有・無 不要
12	土地登記簿に記載された所有者が死亡している場合	被相続人の除籍謄本及び改製原戸籍謄本並びに相続人の戸籍謄本及び住民票の写し（これらに代えて法定相続情報一覧図の写しでもよい。）、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等	原		必ず事前に事務局へ相談のこと 遺産分割協議書は、写し可（原本を確認します。）	有・無 不要
13	その他（必要に応じて）					

■受付日 業務日程（ホームページ・窓口）参照

■問合せ 豊田市農業委員会事務局（市役所西庁舎7階 0565-34-6639）